

令和7年12月18日
株式会社 但馬銀行

「証券取引規定集」の改定について

当行は、令和7年度税制改正にともない、令和8年1月1日（木）より下記のとおり証券取引規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

一、改定する規定

1. 証券取引規定集

- (1) 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定
- (2) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する規定

二、主な改定内容

- 1. NISA口座の再開設等にかかる即時買付に関する内容を追加します。
- 2. ジュニアNISA口座のみなし廃止に関する内容を追加します。

なお、改定内容の詳細につきましては、次をご参照ください

・新旧対照表（下線は変更部分）

三、改定日

令和8年1月1日（木）

※改正後の規定は、当行ホームページに掲載いたします。

以上

本件に関するお問い合わせ
但馬銀行 営業統括部 0796-24-2180
受付時間／平日 9:00~17:00
(ただし、銀行休業日を除く)